

報告第 1 1 号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 8 号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成 1 7 年 1 1 月 2 4 日議決）第 1 号及び第 2 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 5 日専決

新城市長 下 江 洋 行

- 1 事故発生日時 令和 4 年 6 月 2 7 日 午後 4 時 1 8 分頃
- 2 事故発生場所 新城市大海字岩手 1 4 番 1 地先 市道岩手寺ノ前線
- 3 賠償する相手方 京都市南区上鳥羽角田町 6 8 番地
佐川急便株式会社
代表取締役 本 村 正 秀
- 4 事故の概要 相手方の車両が民地から後退で市道に出ようとした際、右フロントタイヤで側溝の蓋を踏み、跳ね上がった蓋がフロントバンパー右部分に接触し、損傷した。
- 5 損害賠償額 1 4 1 , 3 3 9 円

報告第 1 2 号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 9 号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成 1 7 年 1 1 月 2 4 日議決）第 1 号及び第 2 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 1 2 日専決

新城市長 下 江 洋 行

- 1 事故発生日時 令和 4 年 7 月 2 9 日 午前 8 時頃
- 2 事故発生場所 新城市大野字久羅下 4 3 番地 1
- 3 賠償する相手方 新城市大海字瀬戸貝津 3 5 番地 1
大海自動車株式会社
代表取締役 中 鳶 美 明
- 4 事故の概要 新城市シルバー人材センターとの労働者派遣契約により派遣を受けた者を運転者として運行しているスクールバスについて、市が所有するスクールバス用の車両が不調であったことから大海自動車株式会社に修理を依頼し、併せて、修理期間中にスクールバスを運行する必要があったことから代車として当該事業者が所有する車両（豊橋 2 0 0 さ 1 4 - 5 5 トヨタ COASTER。以下「代車」という。）を借り受けた。令和 4 年 7 月 2 9 日、東陽小学校が行う野外教室に係る送迎が必要であったことから、代車によりスクールバスの運行を行うこととし、児童の集合場所である鳳来中央集会所へ代車を手配した。運転者は、児童の乗車に当たって、他の車

両の通行妨害の防止等を考慮し、自己の判断で鳳来中央集会所の敷地内にある大野区資源回収場の建屋の中に代車を停車させることとし、後退にて進行させたところ、代車の全高を未確認であったことから誤認し、建屋の鉄骨梁に代車の後部を接触させた。

5 損害賠償額 200,563円

報告第 1 3 号

令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

別紙

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

令和3年度健全化判断比率

標準財政規模 (千円)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
15,445,633	—	—	7.1	51.6

(参考)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.75	17.75	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

令和3年度資金不足比率

会計名	宅地造成事業 特別会計	病院事業会計	水道事業会計	工業用水道 事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—	—	—

報告第14号

新城市土地開発基金の運用状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和3年度新城市土地開発基金の運用状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第15号

公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和3年度公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下江洋行

報告第 16 号

有限会社つくで手作り村の経営状況

新城市法人の設立及び出資等に関する条例（平成 17 年新城市条例第 227 号）第 17 条の規定により、令和 3 年度有限会社つくで手作り村の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 17 号

新城市土地開発公社の経営状況

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 3 年度新城市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 18 号

令和 3 年度新城市一般会計予算の継続費に係る精算報告書

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

新城市長 下 江 洋 行

継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他	
02 総務費	01 総務管理費	鳳来総合支所 等整備事業	元	37,329,000	0	0	37,329,000	0	8,800,000	0	0	8,800,000	0	28,529,000	0	0	28,529,000	0
			2	22,147,000	0	21,500,000	647,000	0	39,666,000	0	9,300,000	28,962,945	1,403,055	△ 17,519,000	0	12,200,000	△ 28,315,945	△ 1,403,055
			3	0	0	0	0	0	10,934,000	0	9,200,000	356,603	1,377,397	△ 10,934,000	0	△ 9,200,000	△ 356,603	△ 1,377,397
			計	59,476,000	0	21,500,000	37,976,000	0	59,400,000	0	18,500,000	38,119,548	2,780,452	76,000	0	3,000,000	△ 143,548	△ 2,780,452
04 衛生費	02 清掃費	クリーンセン ター整備事業	2	229,365,000	0	206,400,000	0	22,965,000	730,000	0	650,000	0	80,000	228,635,000	0	205,750,000	0	22,885,000
			3	91,746,000	0	82,500,000	0	9,246,000	195,840,000	0	176,100,000	0	19,740,000	△ 104,094,000	0	△ 93,600,000	0	△ 10,494,000
			計	321,111,000	0	288,900,000	0	32,211,000	196,570,000	0	176,750,000	0	19,820,000	124,541,000	0	112,150,000	0	12,391,000
04 衛生費	02 清掃費	し尿等下水道 投入施設整備 事業	2	311,814,000	0	296,200,000	0	15,614,000	53,100,000	0	50,400,000	0	2,700,000	258,714,000	0	245,800,000	0	12,914,000
			3	207,876,000	0	197,400,000	0	10,476,000	153,724,200	0	145,900,000	0	7,824,200	54,151,800	0	51,500,000	0	2,651,800
			計	519,690,000	0	493,600,000	0	26,090,000	206,824,200	0	196,300,000	0	10,524,200	312,865,800	0	297,300,000	0	15,565,800
08 土木費	04 都市計画費	中心市街地 活性化対策 推進事業	2	4,164,000	0	0	0	4,164,000	3,500,000	0	0	0	3,500,000	664,000	0	0	0	664,000
			3	5,460,000	0	0	0	5,460,000	4,717,000	0	0	0	4,717,000	743,000	0	0	0	743,000
			計	9,624,000	0	0	0	9,624,000	8,217,000	0	0	0	8,217,000	1,407,000	0	0	0	1,407,000

第 8 7 号議案

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「 7 円 5 1 銭」を「 7 円 7 3 銭」に改める。

第 4 条第 1 項第 2 号ア中「 1 5 , 8 0 0 円」を「 1 6 , 1 0 0 円」に改め、同号イ中「 7 , 5 6 0 円」を「 7 , 7 0 0 円」に改める。

第 5 条中「 7 円 5 1 銭」を「 7 円 7 3 銭」に改める。

第 6 条中「 5 2 5 円 6 銭」を「 5 4 1 円 3 1 銭」に、「 3 1 万 5 0 0 円」を「 3 1 万 6 , 2 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に要する費用の限度額を見直すため必要

があるからである。

第 8 8 号議案

新城市職員の服務の宣誓に関する条例及び新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

新城市職員の服務の宣誓に関する条例及び新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の服務の宣誓に関する条例及び新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(新城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 新城市職員の服務の宣誓に関する条例 (平成 1 7 年新城市条例第 4 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の面前において」を「に」に、「宣誓書に」を「宣誓書を」に、「署名」を「提出」に改める。

(新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例 (平成 1 7 年新城市条例第 1 8 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の面前において」を「に」に、「に署名」を「を提出」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、国家公務員の服務の宣誓の実施方法が変更されたため規定を整備する必要があるからである。

第 8 9 号議案

新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

新城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4 」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 」に、「、 2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イ中「第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）」を「次のいずれかに該当する非常勤職員」に改め、同号イの次に次のように加える。

- (ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合にあって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよ

うとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が

前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「該当する場合」の次に「(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、5 7 日間とする。

第 1 1 条第 6 号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条(第 5 号に係る部分に限る。)及び第 1 1 条(第 6 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等のため必要があるからである。

第90号議案

新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正

新城市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の退職手当に関する条例（平成17年新城市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（新城市の休日定める条例（平成17年新城市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき市長が定める規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新城市職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、非常勤職員の退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算

に係る要件を緩和するため必要があるからである。

第91号議案

新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定

新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(新城市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 新城市職員の定年等に関する条例(平成17年新城市条例第39号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条 第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条 第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（新城市民病院及び新城市作手診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）とする。

新城市職員の給与に関する条例（平成17年新城市条例第56号）第10条第1項に規定する職

新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年新城市条例
第220号）第4条に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日

以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員

(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。) の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」

という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年新城市条例第 号。次項において「令和4年整備条例」という。)第1条の規定による改正前の新城市職員の定年等に関する条例(同項において「改正前の条例」という。)第3条

ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年整備条例による改正前の条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(新城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 第2条 新城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

- 第3条 新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成17年新城市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加

え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

新城市職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員（新城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正）

第 4 条 新城市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 17 年新城市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表中「

第 7 条第 1 項	法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）	新城市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 17 年新城市条例第 37 号。以下「任期付職員条例」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「任期付職員」という。）
	再任用職員	任期付職員

」を「

第 7 条	法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）	新城市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 17 年新城市条例第 37 号。以下「任期付職員条例」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「任期付職員」という。）
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付職員
	第 2 条第 3 項	第 2 条第 4 項

」に改め、同表第 7 条第 2 項の部を削り、同表第 16 条第 3 項及び第 4 項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「任期付短時間勤務職員」を「任期付職員で任期付職員条例第 4 条の規定により任期を定め

て採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に改め、同表第 20 条第 3 項並びに第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表中「

第 24 条の 2	再任用職員	任期付短時間勤務職員
-----------	-------	------------

」を「

第 24 条の 2	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第 6 条、第 11 条から第 13 条まで	第 11 条から第 13 条まで

」に改め、同表第 25 条第 1 項の項を削り、同表中「

別表第 1 及び別表第 2	再任用職員	任期付職員
---------------	-------	-------

」を「

別表第 1 及び別表第 2	定年前再任用短時間勤務職員	任期付職員
	基準給料月額	給料月額

」に改める。

（新城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 5 条 新城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 17 年新城市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「範囲で」を「範囲内において任命権者が定める期間、その発令の日に受ける」に改め、「報酬の額」の次に「。以下同じ。」を加え、「並びに」を「及び」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 6 条 新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年新城市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、「で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再

任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 新城市職員の育児休業等に関する条例(平成17年新城市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

新城市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
第10条第2号中「(平成17年新城市条例第39号)」を削り、同条に次の1号を加える。

新城市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
第17条の表第7条第1項の項を削り、同表第16条第3項及び第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「

第24条の2	再任用職員	短時間勤務職員
--------	-------	---------

」を「

第24条の2	第6条、第11条から第13条まで及び第14条	第11条から第13条まで及び第14条
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(新城市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 新城市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年新城市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1週間を通じて19時間20分」を「当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1」に、「5分」を「30分」に改める。

(新城市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 新城市職員の給与に関する条例(平成17年新城市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第16条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第1号及び第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第11条」を「第6条、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(60歳超職員の給料月額の特例)

1 1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第13項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

1 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年新城市条例第 号)第1条の規定による改正前の新城市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

新城市職員の定年等に関する条例(平成17年新城市条例第39号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

新城市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

1 3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に

間勤務職 員		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

」に改める。

別表第1の行政職給料表(二)の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「

再任用職 員		193,600	204,700	223,200
-----------	--	---------	---------	---------

」を「

定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		193,600	204,700	223,200

」に改める。

別表第2の医療職給料表(一)の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「

再任用 職員		338,600	393,000	466,000	565,900
-----------	--	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		338,600	393,000	466,000	565,900

」に改める。

別表第2の医療職給料表(二)の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「

再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員		円 1 8 8 , 7 0 0	円 2 1 5 , 3 0 0	円 2 4 3 , 5 0 0	円 2 5 6 , 9 0 0	円 2 8 2 , 1 0 0	円 3 2 2 , 8 0 0

」に改める。

別表第2の医療職給料表(三)の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「

再任用 職員		2 3 5 , 1 0 0	2 5 5 , 4 0 0	2 6 2 , 6 0 0	2 7 2 , 8 0 0	2 8 9 , 1 0 0	3 2 6 , 2 0 0
-----------	--	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

」を「

定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員		円 2 3 5 , 1 0 0	円 2 5 5 , 4 0 0	円 2 6 2 , 6 0 0	円 2 7 2 , 8 0 0	円 2 8 9 , 1 0 0	円 3 2 6 , 2 0 0

」に改める。

(新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 新城市職員の退職手当に関する条例(平成17年新城市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項及び」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「

(同項)に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「職員が、当該」を「職員が当該」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第15項から第23項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第10項中「附則第11条」を「附則第13条」に改める。

附則第14項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。
附則に次の9項を加える。

- 15 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。
- 16 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。
- 17 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年新城市条例第 号）第1条の規定による改正前の新城市職員の定年等に関する条例（平成17年新城市条例第39号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）
第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

- 18 新城市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第17項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第17項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第17項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第

5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第17項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第17項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第17項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

20 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第17項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第17項第1号に掲げる職員	65歳
附則第17項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

21 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第20項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第

1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第20項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第20項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年新城市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第25条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

（新城市職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 新城市職員の再任用に関する条例（平成17年新城市条例第40号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

この条例第 10 条の規定による新城市職員の退職手当に関する条例第 10 条第 4 項の改正規定並びに附則第 10 項及び第 14 項の改正規定並びに附則第 27 項及び第 38 項の規定 公布の日

この条例第 10 条の規定による新城市職員の退職手当に関する条例第 10 条第 11 項の改正規定 令和 4 年 10 月 1 日

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例第 1 条の規定による改正前の新城市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例第 1 条の規定による改正後の新城市職員の定年等に関する条例（以下次項から第 26 項まで「新条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年

改正法」という。) 附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第17項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員（新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再

任用職員の同意を得なければならない。

- 10 任命権者は、第5項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項、附則第16項及び第17項において同じ。）における第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の

末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

施行日以後に新たに設置された職

施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定

年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 2 1 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 2 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項、次項及び附則第25項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

- 2 4 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 2 5 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

26 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

28 暫定再任用職員（新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例第6条の規定による改正後の新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年新城市条例第44号。以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(新城市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 29 暫定再任用職員 (新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下この項から第35項までにおいて同じ。) の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新城市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 30 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成17年新城市条例第44号) 第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 31 暫定再任用短時間勤務職員 (附則第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。) の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新城市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例第9条の規定による改正後の新城市職員の給与に関する条例 (以下「新給与条例」という。) 第16条第3項及び第4項の規定を適用する。
- 33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 34 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤

勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

35 新城市職員の給与に関する条例第6条、第11条から第13条まで及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

36 新給与条例附則第11項から第17項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

37 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例第10条の規定による改正後の新城市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員」とする。

38 新条例第10条第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める

職員に該当するに至った者について適用する。

(新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

39 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第8条、第10条及び第19条の規定は、適用しない。

理 由

この案を提出するのは、職員の定年を引き上げることに伴い、関係する条例の規定を整備するため必要があるからである。

第92号議案

令和4年度新城市一般会計補正予算（第4号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第93号議案

令和4年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第94号議案

令和3年度新城市一般会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度新城市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 5 号議案

令和 3 年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第96号議案

令和3年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度新城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第97号議案

令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 8 号議案

令和 3 年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 99 号議案

令和 3 年度新城市千郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市千郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第100号議案

令和3年度新城市東郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度新城市東郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 1 号議案

令和 3 年度新城市吉川組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市吉川組財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 2 号議案

令和 3 年度新城市小畑財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市小畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第103号議案

令和3年度新城市中宇利財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度新城市中宇利財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 4 号議案

令和 3 年度新城市富岡財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市富岡財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第105号議案

令和3年度新城市黒田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度新城市黒田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 6 号議案

令和 3 年度新城市庭野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市庭野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第107号議案

令和3年度新城市一鍬田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度新城市一鍬田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第108号議案

令和3年度新城市八名井財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度新城市八名井財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 9 号議案

令和 3 年度新城市大野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市大野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 0 号議案

令和 3 年度新城市川合池場財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市川合池場財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 1 号議案

令和 3 年度新城市海老財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市海老財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 2 号議案

令和 3 年度新城市山吉田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市山吉田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 3 号議案

令和 3 年度新城市作手財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度新城市作手財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 4 号議案

令和 3 年度新城市病院事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度新城市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 5 号議案

令和 3 年度新城市水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度新城市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 6 号議案

令和 3 年度新城市工業用水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度新城市工業用水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 7 号議案

令和 3 年度新城市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度新城市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 8 号議案

財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 6 1 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 庁舎用 |
| 2 | 品名及び数量 | デスク 一式
記載台 一式
テーブル 一式
イス 一式
収納庫その他什器類 一式 |
| 3 | 取得金額 | 2 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 新城市川田字本宮道 1 0 9 番地 1
株式会社新城家具販売
代表取締役 鈴木 勉 |

理 由

この案を提出するのは、鳳来総合支所新庁舎の執務スペース及び共有スペース等に什器類を整備する必要があるからである。

第119号議案

新城市教育委員会委員の任命

次の者を新城市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年8月30日提出

新城市長 下江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████ ██████	伊 藤 雅 朗	████████████████████

理 由

この案を提出するのは、令和4年11月28日をもって任期満了となる教育委員会委員がいるため必要があるからである。